

第 2 期赤穂市子ども・子育て支援事業計画の概要について

1. 計画策定の趣旨

市民の様々なニーズに応え、本市の子ども・子育て支援を総合的、計画的に推進するため、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画を、平成 27 年 3 月に赤穂市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：平成 27 年度～31 年度）として策定しました。

この計画が令和元年度末をもって終了することから、昨年度に実施した、市民の子育て支援に関するニーズ調査結果を踏まえ、本市の現状と課題を再度、分析・整理し、令和 2 年度から 6 年度までの 5 年間の計画期間とした第 2 期赤穂市子ども・子育て支援事業計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

- (1) 子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、同法に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定めます。
- (2) 「赤穂市総合計画」や「第 2 期赤穂市地域福祉計画」、また、各種関連計画と連携・整合を図り、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「赤穂市次世代育成支援行動計画（後期）」の考えや取り組みを踏まえた計画と位置づけます。

3. 計画期間

令和元年度 ～ 令和 6 年度

4. 計画で定める事項

- (1) 子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項各号及び第 3 項各号に定める事項
- (2) 次世代育成支援対策推進法第 8 条第 2 項各号に定める事項

5. 計画の策定体制

市は、計画策定にあたり、「赤穂市子ども・子育て会議」において子どもの保護者や子ども・子育てに係る当事者等の意見を反映させながら策定します。